

林業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第57号

林業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

林業技術センター条例施行規則（平成5年岩手県規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>(研修の許可の申請)</p> <p><u>第3条</u> 条例第3条の許可（以下「研修の許可」という。）を受けようとする者は、研修の許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、岩手県林業技術センター（以下「センター」という。）の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>所属する森林組合若しくは団体の長、市町村長又は広域振興局林務部、農林部、農政部農林振興センター若しくは農林部農林振興センターの長（以下「森林組合長等」という。）の推薦書（様式第2号）</u></p> <p>(2) <u>履歴書（様式第3号）</u></p> <p>(研修の許可)</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p>(誓約書の提出)</p> <p><u>第5条</u> 研修の許可を受けた者（以下「研修生」という。）は、<u>保証人が連署した誓約書（様式第4号）</u>を所長に提出しなければならない。</p>	<p><u>(いわて林業アカデミーの研修期間等)</u></p> <p><u>第3条</u> 条例第3条第1号に掲げる研修（以下「いわて林業アカデミー」という。）の研修期間及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 667 1460 763"><thead><tr><th data-bbox="836 667 1129 712">研修期間</th><th data-bbox="1129 667 1455 712">定員</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="836 712 1129 763">1年</td><td data-bbox="1129 712 1455 763">15人</td></tr></tbody></table> <p>2 <u>いわて林業アカデミーの研修期間の始期は4月1日とし、終期は翌年3月31日とする。</u></p> <p>(研修の許可の申請)</p> <p><u>第4条</u> 条例第3条の許可（以下「研修の許可」という。）を受けようとする者は、<u>別に定める様式による研修の許可申請書</u>に次に掲げる書類を添えて、岩手県林業技術センター（以下「センター」という。）の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>別に定める様式による推薦書（所長が必要と認める場合に限る。）</u></p> <p>(2) <u>その他所長が必要と認める書類</u></p> <p>(研修の許可)</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p>2 <u>前項の選考について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(誓約書の提出)</p> <p><u>第6条</u> 研修の許可を受けた者（以下「研修生」という。）<u>(いわて林業アカデミーに係る研修の許可を受けた者に限る。次条、第8条及び第11条において同じ。)</u>は、<u>当該研修の許可の通知を受けた日から1週間以内に、別に定める様式による誓約書を所長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(受講の辞退)</u></p> <p><u>第7条</u> 研修生は、<u>いわて林業アカデミーの受講を辞退しようとするときは、別に定める様式による受講辞退願により、所長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(除籍)</u></p>	研修期間	定員	1年	15人
研修期間	定員				
1年	15人				

(懲戒処分)

第6条 [略]

(修了証書)

第7条 所長は、別表に掲げる専門研修を修了した者に、修了証書(様式第5号)を授与する。

(施設利用の対象者)

第8条 条例第6条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 別表に掲げる研修を受けようとする者
- (2) [略]

(施設利用の手続)

第9条 条例第6条の研修のためのセンターの施設利用の手続については、所長が別に定める。

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当する研修生を除籍することができる。

- (1) 受講料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

(懲戒処分)

第9条 [略]

(修了証書)

第10条 所長は、条例第3条各号に掲げる研修を修了した者に、別に定める様式による修了証書を授与する。

(条例第7条の規則で定める場合)

第11条 条例第7条の規則で定める場合は、研修生が後期の納付時期前に、第7条の受講の辞退をし、又は第8条の規定に基づき除籍された場合とする。

(施設利用の対象者)

第12条 条例第8条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 森林及び林業に関する研修を実施しようとする者
- (2) [略]

(施設利用の手続)

第13条 条例第8条の研修のためのセンターの施設利用の手続については、所長が別に定める。

(受講料の免除)

第14条 条例第11条の規則で定める特別の理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第8条第2号の規定に該当して除籍された場合
- (2) 災害のため受講料を納付することが困難な場合

(免除の額)

第15条 免除する受講料の額は、前期分又は後期分の受講料についてその全額又は半額とする。ただし、前条第1号に該当するときは、受講料の年額の12分の1に相当する額に除籍された日の属する月の翌月(除籍された日が月の初日の場合は、当該月)から前期又は後期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

(免除の申請)

第16条 第14条第1号の場合を除き、受講料の免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める様式による受講料免除申請書に市町村長が発行する所得に関する証明書その他別に定める書類を添え、次の各号に掲げる受講料の区分に応じ当該各号に定める日までに、所長に提出しなければならない。

- (1) 前期の受講料 最初に研修を受講する日

(汚損等の届出)

第10条 [略]

(補則)

第11条 [略]

別表 (第2条関係)

研修の区分		研修の内容
専門研修	森林組合等職員養成研修	<u>森林組合</u> の経営及び林業行政に関する基礎的知識
	林業機械研修	<u>林業用機械</u> を用いた林業技術に関する知識及び <u>林業用機械</u> の運転操作法
	[略]	
[略]		

(2) 後期の受講料 9月20日

(免除の決定及び通知)

第17条 所長は、前条の受講料免除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、受講料を免除することが適当と認めるときは免除及び免除の額を決定し、別に定める様式による受講料免除決定通知書により申請者に通知し、受講料を免除することが不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、別に定める様式による受講料免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。

2 所長は、第14条第1号に該当する者があるときは、免除する受講料の額を決定し、当該者又は相続人に通知するものとする。

(免除の取消し)

第18条 前条第1項の規定による受講料の免除の決定を受けた申請者が虚偽の申請をした事実が判明したときは、所長は、当該免除の決定を取り消すものとする。

(汚損等の届出)

第19条 [略]

(補則)

第20条 [略]

別表 (第2条関係)

研修の区分		研修の内容
<u>いわて林業アカデミー</u>		<u>林業に関する知識及び技術の体系的な習得</u>
専門研修	森林組合等職員養成研修	<u>森林組合等</u> の経営及び林業行政に関する基礎的知識
	林業機械研修	<u>林業用機械等</u> を用いた林業技術に関する知識及び <u>林業用機械等</u> の運転操作法
	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成29年度に行う林業技術センター条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第63号）による改正後の林業技術センター条例（平成5年岩手県条例第19号）第3条第1号に掲げる研修の許可に係る選考及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の林業技術センター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定の例によりすることができる。
- 改正後の規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は授与する申請書等又は修了証書について

適用し、同日前に提出し、又は授与した申請書等又は修了証書については、なお従前の例による。